

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器を植え込んでいる者)関係)

言 診 医 生 書

(宮城県公安委員会提出用)④、⑤

1	氏名	男	・	女			
	生年月日	M. T. S. H	年	月	日生	(歳)
	住所						
2	医学的判断						
	<input type="radio"/> 病名						
	<input type="radio"/> 総合所見(現病歴、現症状、重症度、初診日、治療経過、治療状況など)						
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見						
	(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防(植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み)目的の場合						
	ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
	イ 植え込み後7日を経過していないが、()日以内にアと診断できることが見込まれる。						
	(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合						
	ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
	イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。						
	ウ 植え込み後6か月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3か月以内に除細動器の適切動作もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
	エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6か月以内()か月以内)にアと診断できることが見込まれる。						
	オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6か月以内()か月以内)にイと診断できることが見込まれる。						
	カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療により原因が改善されたため、6か月以内()か月以内)にウと診断できることが見込まれる。						
	キ 上記アからカのいずれにも該当しない。 (「発作のおそれの観点から、運転を控えるべき」と認められる等。)						
	(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合						
	ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
	イ 除細動器の不適切作動(誤作動)を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。						
	ウ 植え込み後6か月を経過していないが、()か月)以内にアと診断できることが見込まれる。						
	エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6か月以内()か月間)にアと診断できることが見込まれる。						
	オ 除細動器の不適切作動(誤作動)があり、その原因が改善されたため、6か月以内						

(月) にイと診断できることが見込まれる。
カ 上記アからオのいずれにも該当しない。
 (「発作のおそれの観点から、運転を控えるべき」と認められる等。)

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内(日以内) にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称、所在地

担当診療科名

担当医師名

印

【診断書作成に当たっての留意事項】

意識障害及び発作のおそれの有無等により、運転の可否を判断する。

医学的判断について

《病名》

- 状態像ではなく、病名を記載する。ただし、病気とは認められない旨の診断がある場合は、「〇〇の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」と記載する。

《総合所見》

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過等を具体的に記載する。

現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

（1）除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み）目的の場合

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イのいずれかを○で囲む。

病状（症状）を踏まえ、意識障害及び発作のおそれの観点から、

- ・ 運転に支障がないと認められる場合は、**ア**
- ・ 運転に支障があると認められる場合は、**イ**

この場合は、その理由を総合所見欄に記載する。

- イにおいて、7日より短い期間で判断できる見込みがある場合には、（ ）内に当該期間（1日～6日）を記載する。

（2）除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キのいずれかを○で囲む。

病状（症状）を踏まえ、意識障害及び発作のおそれの観点から、

- ・ 運転に支障がないと認められる場合は、**ア、イ又はウ**
- ・ 運転に支障があると認められる場合は、**エ、オ又はカ**

この場合は、その理由を総合所見欄に記載する。

- イ・オの（ ）内には具体的病名か、薬の量の変化等と記載する。

- エ・オ又はカにおいて、6か月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、（ ）内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。

（3）除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イ、ウ、エ、オ、カのいずれかを○で囲む。

病状（症状）を踏まえ、意識障害及び発作のおそれの観点から、

- ・ 運転に支障がないと認められる場合は、**ア又はイ**
- ・ 運転に支障があると認められる場合は、**ウ、エ、オ又はカ**

この場合は、その理由を総合所見欄に記載する。

- ウ・エ・オにおいて、6か月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、（ ）内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

○ 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。

○ ア、イのいずれかを○で囲む。

病状（症状）を踏まえ、意識障害及び発作のおそれの観点から、

- ・ 運転に支障がないと認められる場合は、**ア**
- ・ 運転に支障があると認められる場合は、**イ**

この場合は、その理由を総合所見欄に記載する。

○ イにおいて、7日よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、() 内に当該期間（1日～6日）を記載する。

その他参考事項

○ 前記2及び3記載以外に特に記載すべき事項を具体的に記載する。

【診断書作成者等】

○ 臨時適性検査の場合には「専門医」に○印を付し、主治医である場合には「主治医」に○印を付す。主治医が臨時適性検査を行う場合には、両方に○印を付す。